

| | |
|-----|--|
| 件名 | その他必要な事項（救急車等緊急車両の入構） |
| 通報日 | 2025年 7月11日 |
| 概要 | <p><第一報> 大湊側屋外にて協力企業作業員が頭部を負傷したため、救急車を要請しました。本人に意識はありますが、出血があり、自立歩行ができない状況です。</p> <p><第二報> 医療機関の診察を受けた結果、頭部挫創と診断されました。本件については、公表区分「Ⅲ」として扱います。</p> <p>（7月14日公表済み） https://www.tepco.co.jp/niigata_hq/data/press/pdf/2025/202507142p.pdf</p> |